

一般社団法人京都府臨床心理士会 入退会及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人京都府臨床心理士会（以下、「本会」という。）定款第6条、第7条及び第11条の規定に基づき、会員の入退会及び入会金、会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する者であって、かつ、暴力団その他の反社会的勢力に属さない者とする。

(正会員の入会と会費)

第3条 本会の正会員になろうとする者は、所定の入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 正会員の入会は、常任理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

3 正会員の資格は、入会承認後、入会金及び入会時の事業年度における年会費を納入した期日をもって生じる。ただし、その手続きが入会希望年度以前である場合は、入会希望年度の4月1日から会員資格が生じるものとする。

(賛助会員の入会と会費)

第4条 本会の賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 賛助会員の入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人もしくは団体に通知するものとする。

3 賛助会員の資格は、入会承認後、年会費を納入した期日をもって生じる。ただし、その手続きが入会希望年度以前である場合は、入会希望年度の4月1日から会員資格が生じるものとする。

(名誉会員の会費)

第5条 当該事業年度の中途において、理事会の承認を経て正会員又は賛助会員から名誉会員に会員種別が変更となる者については、当該年度の正会員又は賛助会員としての年会費を返還しない。

(年会費の支払い)

第6条 会員は種別に応じた年会費を、毎事業年度ごとに事務局が定めた期日までに所定の方法で納入するものとする。

2 事業年度の中途で入会した会員は、入会金と当該事業年度の年会費を一緒に納入するものと

する。

3 納入方法は、原則としてゆうちょ銀行の預金口座振替によるものとする。

4 納入された入会金及び年会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(登録記載事項の変更)

第7条 会員は、入会申し込み時に本会に届け出た事項に変更が生じた場合は、事務局が定めたいずれかの方法により遅滞なく事務局に届け出なければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 会員は、退会時において未納の入会金又は年会費がある場合はそれを納付しなければならない。また、退会の期日にかかわらず、払い込んだ会費は返還しないものとする。

(規程の変更)

第9条 本規程は、理事会の決議によって変更することができる。

(委任)

第10条 本規程の施行に必要な事項は、理事会において別に定める。